

「国旗の損壊等の処罰に関する法律」案に反対する会長声明

1 総論

2026年6月16日、自由民主党、日本維新の会、国民民主党及び参政党の4党は、共同提案の議員立法として「国旗の損壊等の処罰に関する法律」案（以下「本法案」という。）を国会に提出し、本年6月30日に衆議院本会議で可決された。

しかしながら、国旗を損壊する行為が社会に頻発し、既存の器物損壊罪等では対処できないといった立法事実は何ら示されておらず、本法案は、国民の思想及び良心の自由（憲法第19条）及び表現の自由（憲法第21条）を侵害するおそれがあり、罪刑法定主義（憲法第31条）の観点からも問題がある。

2 思想及び良心の自由の侵害

国旗損壊罪の保護法益は、国旗を大切に思う国民感情であると説明されている。

しかし、国旗に対する評価や感情は国民の間で一様ではない。国旗に対して敬意を抱くか、批判的感情を抱くか、あるいは特段の感情を抱かないかは、個人の思想及び良心の自由に属する事柄である。国旗損壊罪を創設することは、国旗への敬意を事実上強制するものであって、国旗に対して批判的な感情を有する国民の思想及び良心の自由を侵害するおそれがある。

3 表現の自由の侵害

国の現状や政策に対する批判的表現として国旗の損壊を伴う表現行為が用いられることがある。憲法第21条第1項が保障する表現の自由は、民主主義の基盤をなす重要な人権であるが、このような表現行為が刑罰をもって制限されるとすれば、それは表現の自由の侵害にほかならない。国旗損壊罪は「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」でなされる国旗の損壊を処罰の対象とするが、政治的批判としての国旗の損壊と処罰の対象となる国旗の損壊とを客観的に区別することは困難であるため、政治的批判であっても公権力の判断により処罰されるおそれを否定できず、国民の表現活動を委縮させることになる。

このように、国旗損壊罪の創設は、表現の自由を侵害し、民主主義の健全な機能を歪めるおそれがある。

4 罪刑法定主義違反

罪刑法定主義は、国民が自らの行為が処罰対象となるか事前に予測できる程度の明確性を刑罰法規に要求するものであり、特に表現行為を規制する場合には、委縮効果を避けるためより強い明確性が求められる。しかし、国旗損壊罪の規定は、客体・行為態様のいずれについても不明確である。

まず、客体たる「国旗」は「社会通念上用いられていると認められる」ものとされ、どの程度デフォルメされれば国旗性を失うものであるか判然としない。結果として「国旗」に該当する範囲に実質的な限定がなく、定義としての機能を果たしていない。

また、「損壊」「除去」「汚損」といった行為態様は、風刺やデザイン上の加工との境界が不明確であり、こうした行為が「著しく不快又は嫌悪の情を催させる」か否かも個人差が大きく一義的に定め難い。

加えて、これらは「行為の外形、周囲の状況その他客観的事情を総合的に勘案」して判断されるとされ、捜査機関の恣意的運用を許すとともに、国民の予測可能性を欠く。

このように、国旗損壊罪は、処罰範囲が不明確であり、憲法第31条が定める罪刑法定主義に違反するおそれがある。

5 結語

以上のとおり、本法案は、憲法第19条が保障する思想及び良心の自由、憲法第21条第1項が保障する表現の自由を侵害するおそれがあり、憲法第31条が定める罪刑法定主義に違反するおそれがあるので、当会は、国旗損壊罪の制定に強く反対する。

以上

2026（令和8）年7月15日

島根県弁護士会

会長 和久本 光